

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間です。

総務省では、行政相談制度を広く国民の方々に知っていただき、利用していただくために、10月15日から10月21日までを「行政相談週間」として、各種の行事を実施することとしています。

周防大島町においては、4名の行政相談委員さんが行政相談週間にかかわらず、毎月の日程で行政相談所を開いています。

地区	相談委員氏名	相談日	場所
久賀地区	末満良勇	第1火曜日 13:30～15:30	久賀総合センター
		第3火曜日 13:30～15:30	棕野出張所
大島地区	橋爪雅子	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	中村興家	第3火曜日 13:30～15:30	自然休養村管理センター
橘地区	二宮信三	第3火曜日 13:30～15:30	橘総合センター

お知らせ

高齢者インフルエンザ予防接種

予防接種法により、山口県内の広域予防接種医療機関において高齢者のインフルエンザ予防接種(1回)を公費負担(一部自己負担)で実施します。

■実施期間/11月1日(木)～平成20年2月29日(金)

■必要経費/

自己負担金 1050円

※生活保護世帯の方は自己負担免除となります。

■対象者/

インフルエンザ予防接種を希望される方で、周防大島町内に住所があり接種日において次の方が対象になります。

○65歳以上の方

○60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有するもの、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの。

■持参するもの/

裁判員制度Q&A



Q 裁判員を辞退することはできないのですか？

A 基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合には辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらおう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が過重なものにならないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や重い疾病や障害により裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退理由が定められており、裁判所がそのような事情にあたると認めれば辞退することができます。

住所および生年月日が確認できるもの(健康保険証等) ※予診票は医療機関にあります。

防火安全対策の徹底 ※11月9日(金)午前7時にサイレンが鳴ります。火災とお間違えのないようご注意ください。

■問い合わせ/健康増進課 77-5504

10月17日から23日は薬と健康の週間です。

「火は見てる あなたが離れる その時を」

11月9日(金)から15日(木)まで 秋季全国火災予防運動が実施されます。

○重点目標

①住宅防火対策の推進

②放火火災・連続放火火災予防対策の推進

③特定防火対象物等における

専門の薬剤師が薬の相談をお受けする「くすりの相談室」を設置していますので、気軽にご相談ください。

○薬の相談室

77-5504 (923) 1193

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時